

ひとり親家庭の生活を支えるため
児童扶養手当を支給します

対象 次の①～⑨のいずれかに該当する18歳未満(18歳到達後、最初の3月31日までの間を含む)の児童を養育するひとり親家庭の親など

支給要件 ①父母が婚姻を解消している ②父または母が死亡した ③父または母に重度障害がある ④父または母の生死が不明 ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている ⑥父または母が保護命令を受けている ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている ⑧未婚の子 ⑨出生当時の状況が不明である(孤児)など

※ただし、申請者や同居親族などの所得が一定額以上の場合には、手当は支給されません

〈次の場合は該当しません〉

▷申請者と児童の住所が国内にない ▷児童が施設などに入所している ▷申請者と前配偶者などの生計が同一である ▷里親がいる

〈現況届を忘れずに〉

児童扶養手当の受給資格がある人は、毎年8月に「現況届」を提出しなければなりません。対象者には、7月下旬に案内通知を送付しましたので、期限までに忘れずに提出してください。

期限までに提出がない場合には、手当の支給が遅れることがありますので、注意してください。

詳しくは、☎こども課(☎2415)または各行政センターへ。

重度の障害がある児童を養育する人に
特別児童扶養手当を支給します

対象 身体または精神に障害(国民年金法の1級または2級に相当)のある20歳未満の児童を養育している父母など

〈次の場合は該当しません〉

▷申請者と児童の住所が国内にない ▷児童が福祉施設などに入所している ▷児童が公的年金を受給できる

手当月額 ▷1級=52,400円 ▷2級=34,900円

※ただし、父母などの所得が一定額以上の場合、手当は支給されません

〈所得状況届を忘れずに〉

特別児童扶養手当の受給資格がある人は、毎年「所得状況届」を提出しなければなりません。対象者には、8月上旬に案内通知を送付しますので、期限までに忘れずに提出してください。

詳しくは、☎こども課(☎2415)または各行政センターへ。

保育所(園)・認定こども園・幼稚園

園の令和5年度入園児を募集します

(別表2) 申込受付日
(保育の必要性がある場合利用できる施設:保育所(園)、認定こども園(保育部分))

施設名	電話番号	入所年齢	受付日(9月)	受付時間		
公立	第一保育所	満1歳～	14日(水)	午後2時～5時		
	第四保育所		12日(月)	午後2時～6時		
	第五保育所		9日(金)			
	渋川こぼと保育園		満6カ月～	5日(月)	午後2時～5時	
	行幸田保育園		23-3025	14日(水)		
私立	コスモス保育園	産休明け～	2日(金)			
	パンジー保育園		24-5315	8日(木)	午後2時～6時	
	中村保育園		24-5366	16日(金)		
	たんぼぼ保育園		53-4554	1日(木)		
	ひばり保育園		56-2144	満6カ月～	15日(木)	午後2時～5時
	北橋保育園		23-4213		13日(火)	
	伊香保こども園		72-2215		16日(金)	
公立	かに石こども園	満1歳～	9日(金)	午後2時～4時		
	半田こども園(※)	満6カ月～	6日(火)	午後2時～6時		
	白ばら幼稚園	満8カ月～	7日(水)	午後2時～5時		
	渋川大島幼稚園	3歳～(R5.4.1現在)		午後1時30分～5時		

※受付場所は各園(所)ですが、半田こども園のみ半田喜多集落センターで受け付けます

(別表3) 申込受付日
(保育の必要性がない場合利用できる施設:認定こども園(教育部分)、幼稚園)

施設名	電話番号	入所年齢	受付日(9月)	受付時間
公立	伊香保こども園	3歳～(R5.4.1現在)	1日(木)～30日(金)	午前9時～午後5時
	かに石こども園			
	半田こども園(※)		6日(火)	午後2時～6時
	白ばら幼稚園	満3歳～	7日(水)	午後2時～5時
私立	渋川大島幼稚園			午後1時30分～5時
	渋川幼稚園			
	こもち幼稚園	3歳～(R5.4.1現在)	1日(木)～30日(金)	午前9時～午後5時
	赤城幼稚園			
北橋幼稚園	52-2414			

※受付場所は各園(所)ですが、半田こども園のみ半田喜多集落センターで受け付けます

保育所(園)、認定こども園、幼稚園の令和5年度入園児を別表1のとおり募集します。

申し込みに必要な書類は、8月1日からこども課および各施設で配布します。お子さんの入所・入園を希望する人は、以下の内容を確認の上、申し込んでください。

詳しくは、☎こども課(☎2415)へ。



第四保育所じゃがいも掘り

▽各施設の受付日に都合がつかない場合は、次のとおりこども課で受け付けます
受付期間 9月1日(木)～30日(金)の午前8時30分～午後5時15分(9月20日(火)・27日(火)は午後7時まで)
 ※土日曜日、祝日を除く
 ※施設利用の決定は、12月上旬です
 △事前に見学を希望する人は、直接各施設に問い合わせてください
 △市外施設の利用を希望する場合もこども課で手続きが必要です

申込時の注意事項

各施設に子どもを預ける場合は、次のいずれかの事由に該当し、「認定」を受けることが条件となります。
〈保育を必要とする事由〉
 ①労働(月60時間以上)
 ②妊娠・出産 ③保護者の疾病、障害 ④同居または長期入院している親族の介護・看護 ⑤求職活動 ⑥就学・職業訓練 ⑦災害復旧
 ⑧虐待やDVの恐れがある

保育を受けるには「認定」が必要です

(別表1)

	教育・保育施設の主な特色	入所できる年齢	申し込み方法
保育所(園)	就労などにより、家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設。長時間の預かりの中で、保育士との信頼関係を築くことで情緒の安定を図り、その後の学びへとつなげます。異年齢の子どもたちとの交流を活発に行い、挑戦する気持ちや思いやりの気持ちを育み、自然や地域の人々に親しむことで、健全な心身の発達を図ります。	別表2参照	お子さんと一緒に、第1希望の施設の受付日(別表2参照)に、認定申請書兼利用申込書などを持参してください。
認定こども園	幼稚園と保育所(園)の機能や特長を併せ持つ施設。教育と保育の両方を一体的に実施します。満3歳以上の教育認定の子どもと保育認定の子どもが学級を編成し、一緒に過ごす共通利用時間があります。満3歳以上の在園児であれば、家庭環境や保護者の就労状況などが変わっても、そのまま同じ園に通うことが可能です。また、子育て相談や親子の集いなど子育て支援を実施しています。	保育の必要性がある場合=別表2参照 保育の必要性がない場合=別表3参照	
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設。年間指導計画に基づき、遊びを通して、各学年の発達に沿った自発性を促す教育を行います。個々の意欲を育て、社会、文化、自然などに触れ、小学校入学に向けて集団生活の基礎を身に付けることができます。4月1日現在満3歳以上で就学前の子どもであれば、家庭環境や保護者の就労状況に関わらず、入園できます。また、預かり保育を実施しているため長時間の利用も可能です。保育を必要とする事由に該当する人は、「施設等利用給付認定」を受けると利用料が無料です。	3歳～(R5.4.1現在)=別表3参照	お子さんと一緒に、第1希望の施設の受付日(別表3参照)に、認定申請書兼現況届出書などを持参してください。

各施設、子どもの生きる力の基礎となる3つの柱「①知識および技能の基礎、②思考力、判断力、表現力などの基礎、③学びに向かう力、人間性など」をバランス良く育みます。